

平成26年第一回都議会定例会
監査委員報告

平成26年2月26日

監査委員を代表いたしまして、過去1年間に実施した監査の結果について、ご報告申し上げます。

監査委員の役割は、都の行財政が公正かつ効率的に運営されるよう、各局の事務・事業が適正に実施されているか監査することで、都民の信頼を確保していくことでもあります。

そのため、年間を通じて、定例監査、工事監査、財政援助団体等監査、行政監査、決算審査、住民監査請求に基づく監査など多岐にわたる監査を実施しております。

この1年間に合計594か所で監査を実施し、問題点の指摘は211件、指摘金額は約4億円でありました。

はじめに、定例監査について申し上げます。

定例監査は、都の行財政全般を対象とした最も基本的な監査です。

本庁各部の全てと事業所の約4割、合計で447か所を対象として、監査を実施しました。

その結果、医薬品の共同購入契約において、納品書の日付や検査日が記載されていないなど多数の誤りが認められたことから、検収等の履行確認を適正に行うよう求めました。

また、ろう学校に設置された緊急時等に点灯する始業灯が、生徒の視界に入らない位置に設置されていたため、適切な場所に移設するよう求めました。指摘件数としては、合計 89 件、金額にして約 2 億 4 千万円です。

平成 25 年は、水道局及び東京都住宅供給公社の発注工事にかかる汚職事件や建設局での不適正処理の発生を踏まえ、「工事」を全局共通の重点監査事項として設定しました。その結果、工事を施工した後に、事後処理で契約しているもの、工事変更に係る事務手続を行っていないものなど、25 件の指摘を行い、事件・事故の再発抑止の観点からも、改善を求めました。

次に、工事監査について申し上げます。

工事監査は、100 万円以上の工事を対象として、1,650 件について監査を実施しました。

その結果、高所作業時の転落防止や、掘削面の崩落防止など安全対策が講じられていないものについて指摘するなど、工事の安全面から適切な監督を行うよう求めました。

また、「単価設定」や「数量算出」に関する積算誤りも認められたことから、積算を適正に行うよう求めるなど、合計 25 件の指摘を行いました。

た。

次に、財政援助団体等監査について申し上げます。

まず、補助金交付団体への監査では、135団体を対象に、補助等に係る事業が、適切に行われているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、社会福祉法人において、施設利用者数の算定誤りなどによる過大交付が認められたため、補助金の返還を求めました。

また、出資団体への監査では、12団体を対象に、団体の事業が適切に行われているかなどについて検証いたしました。

その結果、例えば、公園の遊具について、点検で異常があると判明したにもかかわらず、修繕等が行われていないものが認められたため、速やかに適切な対応を行い、遊具の安全を確保するよう求めました。

次に、行政監査について申し上げます。

行政監査は、特定の事務や事業を対象として行う監査であり、今回は、災害発生時に応急対策業務を実施するうえで必要となる、職員の参集や電力・燃料の確保、通信の確保など「発災直後における組織体制の機能維持」について監査しました。

その結果、職員の参集訓練を平成21年以降、実施していないものや、

現地対策本部となる庁舎の非常用発電機の燃料について、応急対策業務に必要な量が確保されていないものなど15件の指摘を行い、改善を求めました。

次に、決算審査について申し上げます。

平成24年度の決算について、決算の数値が正しいか、予算の執行が適正で効率的に行われているかなどを審査しました。

その結果、開示請求に係る手数料として受領した現金を、収入手続を行わないまま年度末まで保管していたものや、財産に関する調書において、建物が過大登載となっていたものなどについて指摘し、適正に事務を行うよう求めました。

次に、監査結果に対する措置状況について申し上げます。

監査は、指摘した問題点が改善されて、はじめてその目的を達成します。このため、年2回、各局から改善状況について報告を求め、その改善を促しています。過去3年間に行った指摘について見ると、各局が改善に努めた結果、これまでに約86パーセントが改善済みとなっています。

具体的な改善事例としては、旅券申請窓口の待ち時間を改善したもの

や、公園における利用者満足度の調査方法を改善したものなどがありました。

また、平成25年度予算編成から事業評価の取組として、監査結果に基づく事業の見直し内容を評価し、迅速かつ的確に予算へ反映される仕組みが導入されました。

監査事務局では、各局における事務の見直しに資するよう、指摘を類型化した事例集を新たに作成し、各局に周知を図りました。平成26年度予算編成における事業評価の取組に当たっては、この事例集が活用され、全庁横断的な検証が可能となる事例をより多く提示するなど、取組の充実・強化が図られています。

引き続き、精度の高い監査を実施するとともに、監査結果に対する改善の取組を促して参ります。

これらの監査のほかに、住民監査請求が8件ありましたが、いずれも、監査を実施するための要件を満たしていませんでした。

以上、この1年間に実施した監査について述べてまいりました。

我が国の経済は、個人消費や企業収益の改善の動きが見られ、また、

2020年オリンピック・パラリンピック競技大会の東京開催決定を契機に、停滞から成長への転換の機運が高まっております。

一方、都財政は、収入の大宗を占める都税収入は増収に転じたものの、景気変動に左右されやすい不安定な構造にあることから、その先行きは楽観視できません。

このような状況下でも、2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催準備や、防災力の向上、急速な少子・高齢化への対応などの都民の安全・安心を高める取組についても着実に推進していかなければなりません。

これらの施策を確実かつ継続的に実施していくためにも、これまで以上に創意工夫を凝らし、無駄を排除するなど、都政改革をたゆみなく進めていく必要があります。

こうしたことから、監査委員としては、引き続き都の事務事業が効率的に行われているか、サービス向上が図られているかという観点で監査することに加え、都民の安全・安心という観点からも重点的に監査をしていく必要があると認識しています。

私ども5名の監査委員は、都政が公正かつ効率的に運営されるよう、これからも監査委員の使命を全力で果たし、都民の信頼と期待に応えていく決意であることを申し上げ、報告を終わります。